資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面

イ　指定紛争解決機関が存在する場合　当該資金移動業者が法第五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定紛争解決機関が存在しない場合　当該資金移動業者の法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第二十九条第一項第一号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　指定紛争解決機関が存在する場合　当該資金移動業者が法第五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定紛争解決機関が存在しない場合　当該資金移動業者の法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第二十九条第一項第二号ロ及び第二項第三号中「からニまで」を「からホまで」に改める。

第三十二条中「確保するための措置（」の下に「当該資金移動業者が講ずる法第五十一条の二第一項に定める措置の内容の説明及び」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二　法第五十一条の二第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　次に掲げるすべての措置を講じること。

イ　資金移動業関連苦情（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第十九項に規定する資金移動業関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ　資金移動業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ　資金移動業関連苦情の申出先を利用者に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二　認定資金決済事業者協会が行う苦情の解決により資金移動業関連苦情の処理を図ること。

三　消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあっせんにより資金移動業関連苦情の処理を図ること。

四　令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により資金移動業関連苦情の処理を図ること。

五　資金移動業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第九十九条第一項第一号に規定する法人をいう。次項第四号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により資金移動業関連苦情の処理を図ること。

2　法第五十一条の二第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十項に規定する資金移動業関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二　消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあっせん又は同条に規定する合意による解決により資金移動業関連紛争の解決を図ること。

三　令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により資金移動業関連紛争の解決を図ること。

四　資金移動業関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により資金移動業関連紛争の解決を図ること。

3　前二項（第一項第五号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、資金移動業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業関連紛争の解決を図ってはならない。

一　法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二　法第百条第一項の規定により法第九十九条第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第二十四条各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　禁錮（こ）以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ　法第百条第一項の規定により法第九十九条第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第二十四条各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

別紙様式第十九号第1事業概況書5．苦情処理及び紛争解決の状況及び別紙様式第二十号第1事業概況書

5．苦情処理及び紛争解決の状況

次のように改める。

（記載上の注意）

指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

附　則

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）附則第一条第六号に定める日（平成二十二年九月三十日）から施行する。

省　令

○厚生労働省令第七十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第三百九十三号を第四百三号とし、第三百四十八号から第三百九十二号までを十号ずつ繰り下げ、第三百四十七号を第三百五十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百五十六　3―メチル―2―ブタノール

三百五十七　2―メチルブチルアルデヒド